

第1部

日本介護福祉士会の今と未来

第1章 日本介護福祉士会の理念

日本介護福祉士会は1994年（平成6年）2月12日に、介護福祉士の職業倫理の向上、介護福祉士に関する専門的教育及び研究を通してその専門性を高め、介護福祉士の資質の向上と介護に関する知識・技術の普及を図り、もって国民の福祉の増進に寄与することを目的として設立された介護福祉士の全国的な職能団体です。

介護の専門職として自らの生涯学習の取組を体系的に行い、職業倫理を高め、同一職種仲間の身分保障、専門性の追求及び相互研鑽などを目的として本会はさまざまな活動に取り組んでいるところです。

1987年に社会福祉士及び介護福祉士法が制定され26年が経過し、介護福祉士の登録者数は平成25年3月において約118万人に達しました。

この間、介護保険制度の施行及び障害者自立支援法の施行など、介護福祉を取り巻く環境は大きく変わりました。今後は、近年における介護の理念や概念の変化、介護対象者のニーズの多様化などに伴い、介護の現場では質の高い介護サービスが求められるようになり、介護福祉士の養成が量だけではなく質へと転換が求められています。

また、超高齢化社会を迎えるにあたり、高齢者が増加するなか、介護現場における人材不足が深刻化するなどの大きな課題もあります。

このような課題を解決していくためには介護の仕事を更に魅力ある職業として確立することが必要であり、福祉・介護サービスの仕事が少子高齢社会を支え、働きがいのある、魅力ある職業として社会的に認知され、今後更に拡大する福祉・介護サービスに対応できる質の高い人材を安定的に確保できる仕組みの構築が求められます。

そのためには、福祉・介護サービス分野におけるキャリアパスに対応した生涯研修体系の構築を図ること、更に高い専門性を認証する仕組みの構築を図り、従事者の資質向上を図ることなどであり、それは私たち介護福祉士が担っていくことであり、介護の専門性の確立や待遇面の向上、社会的評価の向上に向けての取組を介護福祉士自らが行っていかなければなりません。

今後も本会は職能団体の意義、役割を常に確認し、本来の理念、目的を忘れずに活動を継続していくことが求められます。

このことにより、私たち介護福祉士は国民の介護サービスの向上を図り、世界の中においても介護の専門職としてスタンダードになり、世界に貢献できるような役割を果たしていくべきだと思います。

第2章 日本介護福祉士会の事業

平成26年度 事業計画

「公益社団法人日本介護福祉士会定款」第4条に定める次の事業

- (1)介護福祉士の職業倫理ならびに専門的知識及び技術の向上に関する事業
- (2)介護福祉に関する調査研究に関する事業
- (3)介護福祉士教育機関その他関係団体との連携及び協力に関する事業
- (4)介護福祉の普及啓発に関する事業
- (5)介護福祉士の相互福祉に関する事業
- (6)その他本会の目的を達成するために必要な事業

を行うため、以下の事業を実施する。

第1節 各種事業推進のための会議・委員会の実施

1) 生涯研修制度検討委員会【定款第4条-(1)】

生涯研修体系の見直し、研修の構造化及び新研修の位置づけの検討。親委員会のほか、案件により作業部会を設置する。

—— 介護福祉士のキャリアパスに応じた生涯研修体系を構築し、生涯研修システムの運営、各種研修の認証制度を実施する。

—— 生涯研修制度に基づいた研修のあり方について見直しを行う。(初任者研修、ファーストステップ研修などの見直し・充実)

—— リーダー研修の実施により、介護福祉士初任者研修、ファーストステップ研修、サービス提供責任者研修等の講師養成を行い、都道府県介護福祉士会（以下「支部」という。）における事業運営に必要なサポート体制を充実する。

—— 日本介護福祉士会としての介護業務基準（介護職の行動指針等）の作成を行う。

2) 制度・政策検討委員会【定款第4条-(6)】

制度に関する調査（調査研究委員会と連携）及び提言書、要望書の検討を行う。

—— 介護福祉士の社会的評価の向上・労働条件の改善に対する取り組みを図る。（制度政策委員会の開催等により、政治、行政などに対し政策提言を行う）

—— 介護保険制度とサービスの質の評価に関する指標、障害者総合支援法・医療行為・国家試験・介護福祉教育・外国人労働者などの介護福祉制度に関する政策・提言について調査研究、研修部門と連携して検討を行う。

—— 行政を始めとする各委員会等に参画し提言していく。また、国民に向けた情報発信を積極的に行う。（機関紙・ホームページなどの活用を充実する）

3) 調査研究委員会【定款第4条-(2)】

2年ごとに「介護福祉士の就労実態と専門性の意識に関する調査」を実施する。

—— 時代の変遷とともに移り変わる「介護福祉士の専門性」や就労実態について把握し、より良い介護サービスの提供に資すること等を目的とした「就労実態と専門性の意識に関する調査研究」に関する調査を実施し、介護福祉士の現況と今後の方向性について研究する。また、介護福祉士制度に関わる制度・政策検討委員会と連動して、必要な調査を検討する。

4) 研修委員会

研修プログラム及び授業案作成。アンケート等による研修評価、見直し。主に研修の講師選定や評価方法等の検討を行う。

—— 生涯研修制度検討委員会と連携し、キャリアパスに対応した研修を構築する。また、アンケート等を活用して実施された研修の評価を行う。

5) 倫理委員会【定款第4条-(6)】

介護福祉士の倫理の確立及び普及啓発に関する検討を行う。

—— 倫理の普及・啓発を目的としたパンフレットを

作成し、ホームページ等を活用して、その周知を図る。

- 各支部における倫理委員会の設置を推進し、相談窓口としての機能を充実する。

6) 災害対策マニュアル検討委員会【定款第4条-(6)】

災害に備えた体制の確立を行う。

- 災害時支援活動実践マニュアルを普及し、本会の災害対策並びに災害対策本部設置などのあり方等について引き続き検討する。

7) 組織財政運営関係委員会【定款第4条-(6)】

- 諸会議を開催し、健全な本会運営を図る。
 - ・総会、理事会及び常任理事会の開催
 - ・各種委員会及び選挙管理委員会の運営

第2節 各種研修会の開催及び学術研究活動

1) 日本介護福祉士会会員（日本介護学会会員）が広く参加する研修

○全国大会の開催【定款第4条-(1)】

- 全ての介護福祉士の研究意欲を高めるとともに、介護福祉実践場面での知識・技術の向上を図るために、時宜に適ったテーマに沿って、講演や分科会等、開催県を全支部が支援し、実施する。（第21回開催県=京都府、平成26年12月12日～13日）

○学術研究活動【定款第4条-(6)】

- 日本介護学会の運営と学術集会の開催（第12回開催県=山口県、平成26年10月10日～11日）
- 学術研究を行う際の倫理指針について、倫理委員会とも連携して検討を進める。
- 会員の実践・研究業績を広く周知し、介護現場におけるケアの質の向上に生かすため、専門誌「介護福祉士」を発行し、その充実、普及を図る。

○ブロック研修会の開催【定款第4条-(1)】

- 介護福祉士としての資質の向上を図るため、介

護問題を巡る最新のテーマに基づいた研修会を実施する。

2) 総合的なキャリアパスを目的とする研修【定款第4条-(1)】

○介護福祉士初任者研修

- 介護福祉士初任者を対象とした研修を全支部で実施する。

○ファーストステップ研修

- 小規模チームのリーダーや初任者等の指導係を養成するため、これまでに作成されたシラバスや教材を参考にして、各支部で実施する。

○認定介護福祉士（仮称）養成研修

- 介護福祉士の新たなキャリアパスとして位置づけられた「認定介護福祉士（仮称）養成研修」を実施する支部に支援を行う。

○リーダー研修

- 介護福祉士初任者研修・ファーストステップ研修・サービス提供責任者研修等の研修会をさらに充実させる目的として講師養成研修を実施する。

○介護職のための研究・発表に関する研修

- 全国大会、日本介護学会、ブロック研修会等における発表を促進するとともに、各支部において研修を実施する際の運営スキームを提示し、実施支部を支援する。

○認知症専門研修

- （仮称）認定専門介護福祉士（認知症）養成研修として実施してきた研修を「認知症専門研修」と名称を改め、ブロック又は支部で実施する際に支援を行う。

○リフトリーダー養成研修

- 「職場における腰痛予防対策指針」に基づき、リフトリーダー養成研修等、他団体との連携して、腰痛予防に資する研修会をブロック又は支部において実施する。

○障がい者支援のための研修会

- 障がい者に対する介護の現状と課題を整理し、生涯研修制度に基づいて障がい者支援に必要となる知識・技術を習得する研修を支部において実施する際の支援を行う。

3) 職能的研修 【定款第4条d-(1)】

○介護福祉士実習指導者講習会

- 社会福祉士及び介護福祉士法改正に伴う実習指導者の資格要件を付与すること等を目的として介護福祉士実習指導者講習会を各支部で実施する。また、テキストの改訂について引き続き検討を進める。

○サービス提供責任者研修

- 介護保険制度でサービス提供責任者の多くが介護福祉士であることからサービス提供責任者に必要な知識を習得することを目的として、日本介護福祉士会の示すカリキュラムに則って支部において実施する。また、標準テキストを活用する。

○介護技術講習主任指導者・指導者養成講習

- 主任指導者・指導者養成講習を実施する。(主任指導者養成講習は中央実施、指導者養成講習は支部実施)

○実務者研修教員講習会

- 実務経験を3年以上有する者が介護福祉士国家試験を受験するために受講しなければならない実務者研修(450時間)の円滑な運営に資するため、その教員養成を目的とした講習会を実施する。

4) その他の研修

○海外研修の実施

- 社会福祉振興・試験センター実施の海外研修への会員参加

○その他時宜に応じて必要な研修

- 必要に応じ他団体、機関、研究所等との連携

○後継者の育成

- 日本介護福祉士養成施設協会等の団体と協力し、後進の育成を図るとともに講師育成を図る。

- 介護福祉士国家試験(実技試験)の実地試験委員及び試験モデル派遣協力

第4節 介護福祉の普及啓発に関する事業【定款第4条-(4)】

○介護の日に関する事業の実施

- 「介護の日」ひろめ隊活動や介護相談等の実施を通して、11月11日「介護の日」の普及啓発を図るとともに、地域における支え合いの重要性等の理解と認識をひろめ、「介護の日」の取り組みを促進する。

○老人の日・老人週間にに関する事業の実施

- 老人の日・老人週間に合わせて47都道府県において介護相談マニュアルを活用した介護相談等、各支部の企画による事業を実施する。

○障害者週間にに関する事業の実施

- 「障害者週間」(12月3日～9日まで)に、自治体が実施する福祉大会や講演会等、障害のある人に対する理解を深めるための事業に参加支援する。

○日本介護福祉士会ニュースの充実・発行(年6回)

○ポスター及びパンフレットの作成

○ホームページによる情報提供

- 内容の一層の充実を図るとともに、各支部のホームページ充実の支援を行う。
また、各支部や関係団体とのリンクの充実、バーク廣告の活用なども図る。

○調査研究事業の情報提供

○会員の実践・研究業績のデータベース化を検討

○介護福祉士国家試験受験対策事業の実施(模擬試験)

第3節 関係団体との連携・協力

【定款第4条-(3)】

○保健・医療・福祉の各団体との連携強化

等)

○介護支援専門員実務研修受講試験受験対策事業の実施（模擬試験等）

○介護に関する出版物の発行及び協力

費税導入などに伴い、財政全般についてのみ見直しを行う。

○介護福祉士ファーストステップ研修の申請受付及び認証事業（介護福祉士ファーストステップ研修の申請受付及び認証事業については、平成26年度より全社協から日本介護福祉士会に移行）

第5節 介護福祉士の相互福祉に関する事業【定款第4条-(5)】

○各種保険制度への団体加入

安心三重奏の充実

○会員証付帯福利厚生制度の充実

○在宅介護の医療介護連携における介護職員の在り方に関する調査研究事業

— 在宅介護に係る他職種との連携方法を修得するための介護職の育成の在り方やキャリアパスを検証するために必要な調査研究事業費を確保し実施する。

○介護福祉士養成課程のカリキュラムの検討を行う。

○第三者評価事業の実施・介護サービスの情報の公表事業の推進【定款第4条-(4)】

— 日本介護福祉士会による事業の実施ならびに各支部が実施する場合の支援を行う。

第6節 その他の事業

○災害救援活動【定款第4条-(6)】

— 災害発生時の復興に取り組むため、全支部の協力を得て、ボランティア派遣など災害救援に関する活動を行う。また、行政、他団体や他職種との連携を深め有意義な支援活動を行う。この活動が迅速に行えるような人材（災害支援介護福祉士（仮称）等）の養成を行う。

— 災害支援に関する研修会を各ブロックで開催する。

○組織財政運営活動【定款第4条-(6)】

— 介護福祉士登録者の本会への加入を促進し、組織基盤を確立するとともに、各支部の組織強化の支援を行う。（20周年入会キャンペーンの実施）

— 会員情報管理システム「ケアウェル」により、各支部との情報管理を一本化することで情報発信を円滑にし、組織基盤を強化する。

— 本会活動の積極的な周知に努め、賛助会員の獲得を図るなどして組織基盤を整備する。

— 公的助成の確保を図り、事業の充実を目指す。

— 各種事業運営の強化を図るために事務局体制の強化を行う。なお、事業強化・人員体制見直し、消

第3章 日本介護福祉士会の役割と展望

1、専門職能団体が持つ機能と社会的責任

1987年に社会福祉士及び介護福祉士法が制定され25年以上が経過し、介護福祉士の登録者数は2013年5月において約118万人に達しています。

この間、介護保険制度の施行及び障害者自立支援法の施行など、介護を取り巻く環境は大きく変わりました。

なお、2007年には社会福祉士及び介護福祉士法が一部改正され、介護福祉士の資格取得方法の一元化、介護福祉士の定義規定、義務規定の見直しや教育内容及びカリキュラムの見直しなどにより、より資質の高い介護福祉士の養成が求められるようになりました。今後は、近年における介護の理念や概念の変化、介護対象者のニーズの多様化などに伴い、介護の現場では質の高い介護サービスが求められるようになり、介護福祉士の養成が量から質へと転換する方向性があります。

2007年の社会福祉士及び介護福祉士法の改正においては、義務規定に「資格取得後も社会福祉・介護を取り巻く環境の変化に適応するため、知識・技術の向上に努めなければならない」と明記されており、介護・福祉現場で実践活動を行う専門職従事者は、一定の資格を取得したことで、その地位に甘えることは許されず、専門職としての実践の中で自らの専門性と職業倫理を高め、自己成長を継続して行くことが求められています。

専門職として自らの生涯学習の取組を体系的に行い、職業倫理を高め、同一職種仲間の身分保障、専門性の追求及び相互研鑽などを目的とする組織が職能団体であり、その果たすべき役割はますます重要になってきました。

日本介護福祉士会は1994年2月12日に、介護福祉士の職業倫理の向上、介護福祉士に関する専門的教育及び研究を通してその専門性を高め、介護福祉士の資質の向上と介護に関する知識・技術の普及を図り、もって国民の福祉の増進に寄与することを目的として設立された介護福祉士の全国的な職能団体です。

1997年には資格を有する全てのものがめざすべき専門性と職業倫理を明文化し、日本介護福祉士会倫理綱領を宣言いたしました。

また、介護の専門性を確立することも職能団体としての使命であり、学術研究活動として2003年に日本介護学会を設立し、介護の専門性の確立や介護福祉学の構築をめざしています。

2、生涯研修制度の確立

資格取得後の継続教育充実などの取組について、職能団体にその責務が求められています。専門職は、養成段階において、完成された専門職となるのではなく、絶えず職能成長していかなければなりません。したがって、介護福祉士が生涯に渡って継続的に成長を成し遂げるためには、生涯研修制度の確立が必要になります。

生涯研修制度の確立によって、質の高い介護サービスの実現と専門性の確立につながります。同時に介護の仕事が魅力とやりがいがあるものになり、介護現場などの職場環境の改善や待遇面の充実など、介護福祉士の社会的評価が向上することになります。

そのため日本介護福祉士会としては、介護福祉士を一生の仕事として働き続けていく人のために、生涯にわたって自己研鑽し、介護の専門的な能力開発とキャリアアップに応じた生涯研修体系の確立に向けた取組を行っています。

今後は、全国の介護福祉士が研修を受講できる体制の確立が必要であり、都道府県介護福祉士会がその役割を担っていただきたいと思います。

3、日本介護福祉士会の将来展望

私たち日本介護福祉士会は、常に新たな時代の介護ニーズに対応するため、介護福祉士の職業倫理の向上、介護に関する専門性の向上、介護福祉士の資質の向上などに努め、国民の介護サービス向上と介護福祉士の専門性の確立、社会的評価の確立に取り組んできました。

このように介護福祉士の資質の向上や介護労働の質の向上が求められてきているなか、一方では介護福祉士としての専門性や介護労働に対する評価が十分とは言えない状況から介護現場における人材不足などの課題もあります。

これらの課題を解決していくためには、日本介護福祉士会の役割は重要であり、そのための活動を積極的に進めしていく必要があります。

そのためには、会員数の向上、組織率の向上、国民に対する情報発信力の強化、魅力ある活動（研修内容の充実）、待遇改善への働きかけ、介護の専門性の構築、キャリアパスの構築、それに応じた研修体系の構築など、課題はあり、それらを同時並行して解決し、会員の組織

率を高めることができます。

日本の超高齢化に対応していくためには、介護の仕事に対するやりがいを高めていくことと合わせて、介護労働に対する社会的評価の向上と介護の専門性の向上が必要です。これらの役割を推進し、介護される人と介護する人が幸せになるような社会を構築していくことが、日本介護福祉士会の将来的な役割であると信じています。